

第 1 2 回

上富良野町農業委員会総会議事録

平成 2 4 年 6 月 8 日

上富良野町農業委員会

第12回 上富良野町農業委員会総会 議事録

1 日 時 平成24年6月8日（金）午後1時30分から午後2時20分

2 場 所 上富良野町役場 第3会議室

3 出席委員 12名

席順	委員名	席順	委員名	席順	委員名
1	長谷川裕見	2	三好 利和	3	白井 一宏
4	一色 悟	5	舘尾 雄治	6	井村 悦丈
7	井村 昭次	8	杉本 隆一	9	岡和田 淳
10	石橋 信次	11	富田 成一	12	青地 修
13	中瀬 実				

4 欠席委員

9	岡和田 淳
---	-------

5 遅参委員 なし

6 議事日程

日程第2	報告第1号	農地法第4条、第5条の諮問の答申について
日程第3	報告第2号	農地法第18条第6項の規定による通知について
日程第4	諮問第1号	農用地利用集積計画の作成について
日程第5	議案第1号	農地法第3条第1項の規定による許可申請について
日程第6	議案第2号	農地法第4条の規定による許可申請について
日程第7	議案第3号	農地法第5条の規定による許可申請について
日程第8	議案第4号	農地法第3条第2項第5号に定める農地の設定について (下限面積の設定)

7 農業委員会事務局職員・説明員

農業委員会事務局	局長	菊池 哲雄	主任	長谷川 千晃
----------	----	-------	----	--------

局長 全員ご起立ください。「礼」 ご着席下さい。

開会の宣言

局長 只今より、第12回上富良野町農業委員会総会を開会いたします。

局長 ご起立の上、農業委員会憲章の唱和を行います。
11番 富田成一 委員に合わせご唱和ください。

「唱和終了」ご着席下さい。

議長 これより、会議を進めます。
ただいまの出席委員は、12名であります。
定数に達しておりますので、これより第12回上富良野町農業委員会総会を開会いたします。
直ちに、本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりでございます。
日程に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。「局長」

局長 諸般の報告（別紙）

議長 以上をもって諸般の報告を終わります。

議長 日程第1 会議録署名委員の指名は、会議規則第13条第2項により議長において、10番 石橋信次 君、 11番 富田成一 君を指名いたします。

議 長 日程第2 報告第1号「農地法第4条及び第5条の諮問の答申について」の件を議題といたします。

事務局より、報告第1号の説明をいたします。 「事務局」

事務局 農地法第4条1件、第5条2件の答申を報告いたします。

「報告第1号朗読」

議 長 報告第1号について、発言はありますか。

「発言なし」

議 長 発言がなければ、報告第1号を終わります。

議 長 日程第3 報告第2号「農地法第18条第6項の規定による通知について」の件を議題といたします。

事務局より、報告第2号の説明をいたします。 「事務局」

事務局 報告第2号について、ご説明いたします。農地法第18条第6項の規定による農地の賃貸借権の解約申し出のあった貸主 ○○○○、借主 合同会社 ○○○○○○ について、同法第18条第1項のただし書の規定に該当するので報告いたします。

議 長 報告第2号について、発言はありますか。

「発言なし」

議 長 発言がなければ、報告第2号を終わります。

議 長 日程第4 諮問第1号「農用地利用集積計画の作成について」の件を議題といたします。 事務局より、諮問第1号の説明をいたします。 「事務局」

事務局 諮問第1号について、ご説明いたします。
〇〇〇地区農用地利用改善事業実施組合 外2組合から、下記のとおり利用権の設定(所有権6件、賃貸借件3件)についての申し出がなされ、この申し出が適当と認められるので農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第18条第1項の規定により農用地利用集積計画を定めるにあたり貴会の意見を求める。
平成24年6月8日提出 上富良野町長 向山 富夫。
農用地利用集積計画の内容は、経営面積・従事日数等農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各条件を満たしていると判断されます。
審議の資料として、調査書をご覧ください。
以下、内容を朗読いたします。 「諮問第1号朗読」

議 長 諮問第1号 所8番、9番、10番、11番、賃4番について、提案に関する補足説明をお願いします。 6番 井村悦丈 委員。

井村悦丈委員 5月9日、〇〇〇地区農用地利用改善事業実施組合の会議が、役場会議室で開かれ売買4件、賃貸借1件の利用集積が成立いたしました。
所8番、9番、10番、出し手の〇〇〇〇さんは、再処分による売買です。
所8番、受け手の〇〇〇〇さんは、再処分による取得です。所在地は、北〇〇号道路沿いの〇〇さんの自宅周辺の農地です。 売買価格が〇〇〇番1、3については、10a当り7万円です。
〇〇〇番2、〇〇〇番1については、10a当り15万円です。
所9番、受け手が合同会社〇〇〇〇、規模拡大のため取得です。
所在地は、北〇〇号道路沿いの東〇線から東〇線までの農地です。
売買価格は、10a当り7万円です。
所10番、受け手が〇〇〇〇さん、再処分による取得です。所在地は、東〇線道路の西側で所の9番の北側の農地です。売買価格は、10a当り7万円です。
所11番、出し手は〇〇〇〇さん、再処分による売買です。受け手は、〇〇〇〇さんで再処分による取得です。所在地は、東〇線道路と〇〇〇〇〇〇〇〇の貯水池に隣接している農地です。売買価格が、10a当り7万5千円です。
賃4番、出し手が〇〇〇〇さん(土地登記名義人 〇〇〇〇さんの相続人代表者)賃貸借期間満了による再処分です。所在地は、東〇線と東〇線の間で、北〇〇号道路の北側に接しています。〇〇さんの農地に、隣接しています。
受け手は〇〇〇〇さん、経営継承を受けた農地の再賃借です。
賃貸価格ですが、10a当り4千500円です。
慎重審議、よろしく願いいたします。

議 長 これをもって、提案に関する補足説明を終わります。
これより、所8番、9番、10番、11番、賃4番の質疑に入ります。

事務局長 〇〇さんの案件は、公社に売り渡すため利用集積計画を8月または9月につくります。

議 長 ほかに、質問はありませんか。

「なし」の声あり

議 長 これをもって質疑を、終了いたします。所8番を採決いたします。
本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

「ありません」の声あり

議 長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長 これより、所9番を採決いたします。
本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

「ありません」の声あり

議 長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長 これより、所10番を採決いたします。
本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

「ありません」の声あり

議 長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長 これより、所11番を採決いたします。
本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

「ありません」の声あり

議 長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長 これより、賃4番を採決いたします。
本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

「ありません」の声あり

議 長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議長 諮問第1号 所12番、賃3番について、提案に関する補足説明をお願いします。
5番 館尾 委員。

館尾委員 5月9日に〇〇地区農用地利用改善事業実施組合の会議が、役場会議室において開かれ売買1件、賃貸借1件の利用集積が成立いたしました。
所12番、出し手が〇〇〇〇さん、再処分による売買です。受け手は、合同会社〇〇〇〇さんで規模拡大のため取得でございます。所在地は、道々〇〇線沿いの〇〇〇〇〇〇から約600m市街地よりにある農地でございます。
売買価格ですけれども、〇〇〇〇番5・22、〇〇〇〇番262・263が10a当り3万円、〇〇〇〇番45、〇〇〇〇番99が10a当り3万円です。
賃3番、出し手が〇〇〇〇さんですが、賃貸借期間満了による再処分です。所在地は、道々〇〇線沿いの〇〇川と〇〇川の合流点の東にある農地です。受け手は、合同会社〇〇〇〇で規模拡大のため賃借です。賃貸価格は、10a当り3千円となっております。 慎重審議、よろしくお願いいたします。

議長 これをもって、提案に関する補足説明を終わります。
これより、所12番の質疑に入ります。

「なし」の声あり

議長 これをもって質疑を、終了いたします。
これより、所12番を採決いたします。
本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

「ありません」の声あり

議長 ご異議なしと認めます。
よって、本件は原案のとおり可決されました。

議長 これより、賃3番を採決いたします。
本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

「ありません」の声あり

議長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議長 諮問第1号 所13番、賃5番について、提案に関する補足説明をお願いします。
2番 三好 委員。

三好委員 2番、三好です。5月11日に〇〇地区農用地利用改善事業実施組合の会議が、
〇〇会館開かれ売買1件、賃貸借1件の利用集積が成立いたしました。
所13番、出し手が〇〇〇〇さん、再処分による売買、受け手は有限会社〇〇〇〇
〇、規模拡大のための取得です。所在地は、東〇線道路と北〇〇号道路の交差点
付近に散在しています。 売買価格は、〇〇〇〇番9が10a当り18万円です。
〇〇〇〇番6・14、それと〇〇〇〇番1これは10a当り14万円です。
〇〇〇〇番13は、10a当り12万円です。〇〇〇〇番24、〇〇〇〇番1は、
10a当り9万円、畑とこれ一部小さい所だけです。〇〇〇〇番22は、10a当
り2万円、ここは大変急傾斜地という事で2万円という事になりました。
続きまして、賃5番、出し手の〇〇〇〇さんは、規模縮小による賃貸です。
所在地 〇〇道路の北〇〇号道路沿いの〇〇宅東側、 受け手の〇〇〇〇さんは、
規模拡大のため賃貸です。賃貸借価格は、10a当り3千円です。
慎重審議、よろしくお願ひいたします。

議長 これをもって、提案に関する補足説明を終わります。
これより、所13番の質疑に入ります。

「なし」の声あり

議長 これをもって質疑を、終了いたします。
これより、所13番を採決いたします。
本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

「ありません」の声あり

議長 ご異議なしと認めます。
よって、本件は原案のとおり可決されました。

議長 これより、賃3番を採決いたします。
本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

「ありません」の声あり

議長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第5 議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」の件を議題といたします。
事務局より、議案第1号の説明をいたします。 「事務局」

事務局 議案第1号について、ご説明いたします。農地法第3条第1項の規定による許可申請のあった譲渡人 ○○○○、譲受人 ○○○○ 他3件について審議を求め
る。 平成24年6月8日提出 上富良野町農業委員会会長 中瀬実。

許可申請は、農地法第3条第2項各号の規定に該当しないため、許可の要件を満たしていると判断されます。審議の資料として、農地法第3条調書をご覧願います。
以下、内容を朗読いたします。

議 長 議案第1号1番について、提案に関する補足説明をお願いします。
5番 館尾 委員。

館尾委員 5番 館尾です。1番について、補足説明をいたします。
出し手 ○○○○さん 規模縮小による売却です。受け手 ○○○○さん 規模拡大のための取得です。所在地は、道々○○○○○道路の北側で、○○の公民館の約500m下手、手前左側向かいにあります。
慎重審議、よろしくお願いします。

議 長 これをもって、提案に関する補足説明を終わります。
これより、議案第1号1番の質疑に入ります。

「なし」の声あり

議 長 これをもって質疑を、終了いたします。
これより、議案第1号1番を採決いたします。
本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

「ありません」の声あり

議 長 ご異議なしと認めます。
よって、本件は原案のとおり可決されました。

議長 議案第1号2番、3番、4番について、提案に関する補足説明を願います。
10番 石橋 委員。

石橋委員 10番 石橋です。2番、3番、4番につきまして、補足説明をいたします。
受け手はいずれも ○○○○さん、新規就農者でございます。
○○さんは、○○さんのところで新規就労に向けて農業の実習をしておりました。
経営に目途がついたという事で、今年から新規に農地を求めて、農業をする事になりました。
出し手の方です。2番、○○○○さんは畑の飛び地を売却という事です。
場所は、北○○号と○○号、東○線と○○線の区画の中心の農地であります。
3番が、○○○○さんは規模縮小のため賃貸です。
所在地は、北○○号道路沿いの東○○線の交差点付近の農地です。
4番が、○○○○さんは規模縮小のため賃貸です。住所は、北○○号道路沿いの
東○線と○○線の間接の農地です。3点共、いずれも○○○○さんの住宅の近
辺であります。 慎重審議、よろしくお願ひします。

議長 これをもって、提案に関する補足説明を終わります。
これより、議案第1号2番、3番、4番の質疑に入ります。

「なし」の声あり

議長 これをもって質疑を、終了いたします。
これより、議案第1号2番の採決いたします。
本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

「ありません」の声あり

議長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議長 これより、議案第1号3番を採決いたします。
本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

「ありません」の声あり

議長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議長 これより、議案第1号4番を採決いたします。
本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

「ありません」の声あり

議長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第6 議案第2号「農法第4条の規定による許可申請について」の件を議題といたします。
事務局より、議案第2号1番、2番の説明をいたします。 「事務局」

事務局 議案第2号1番、2番について、ご説明いたします。農地法第4条の規定による農地の転用申請のあった転用計画者 ○○○○ ほか1件について、審議を求めます。平成24年6月8日提出 上富良野町農業委員会会長 中瀬実。許可申請の農地は、農業振興地域内の農用地区域ですが、農業用施設建設のため用途変更となり、転用計画に問題はないと考えます。審議の資料として、農地法第4条調書を添付してございます。以下、内容を朗読いたします。 「議案第2号朗読」

議 長 議案第2号1番・2番について、提案に関する補足説明を願います。
2番 三好 委員。

三好委員 2番、三好です。議案第2号について、ご説明いたします。
1番は○○○○さんから、賃借している農地です。所在は、北○○号と北○○号の間で東○線道路に面しています。内容は、以前、堆肥置き場としていた場所に倉庫等を建設する転用です。
続きまして、2番、所在地は北○○号と東○線道路交差点の南東の急傾斜地です。内容は、傾斜をなくすため土砂を採取して、土砂は牛舎建設地の土盛りに使用するという事です。終了後は、草地にする計画です。先程説明致しました2万円で購入したところになっております。 慎重審議、よろしくお願いいたします。

議 長 これをもって提案理由の説明を終わります。
これより質疑に入ります。

「なし」の声あり

議 長 これをもって質疑を終了いたします。
これより、議案第2号1番を採決いたします。
本件は原案のとおり、決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 長 ご異議なしと認めます。
よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長 これより、議案第2号2番を採決いたします。
本件は原案のとおり、決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 長 ご異議なしと認めます。
よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第7 議案第3号「農法第5条の規定による許可申請について」の件を議題といたします。事務局より、議案第3号の説明をいたします。 「事務局」

事務局 議案第3号について、ご説明いたします。農地法第5条の規定による農地の転用申請のあった譲渡人 ○○○○、譲受人 ○○○○ について審議を求める。
平成24年6月8日提出 上富良野町農業委員会会長 中瀬実。

申請地は、農業振興地域農用地区域内の農地で「地域の農業振興に関する町の計画」に従って行われる農地の転用で、「農業を担うべき者の育成及び確保のための施設」として、上富良野町農業振興地域整備計画に位置付けられています。
農業振興地域整備計画の変更は、6月中旬に完了する予定です。

審議の資料として、農地法第5条調書を添付してございます。
以下、内容を朗読いたします。 「議案第3号朗読」

議 長 議案第3号について、提案に関する補足説明を願います。
7番 井村昭次 委員。

井村昭次委員 7番 井村です。議案第3号について補足説明いたします。
土地所有者ですけど、○○○○さんと、○○○○さんのとは親子です。所在地につきましても、北○○号と北○○号の間で西○線道路の西に接しています。
転用計画者は、○○さんの息子で、後継者となっております。転用経過について、農業後継者用住宅を既存宅地の隣接地に建てることとなったという事で、今回申請となりました。
宅地が集約され、農地の利用に支障ないと考えます。
慎重審議、よろしく願いいたします。

議 長 これをもって提案理由の説明を終わります。
これより質疑に入ります。

白井委員 家の周りの 転用状況はどのようになっているのか。

事務局 今の質問につきまして、○○○○さんの○○○○番39大きな四角になっている所は既存の宅地です。その周りの、不定形な形につきましては、前回の総会の時に、ご審議頂いて、農業用施設に転用となっております。

議 長 ほかに質問はありませんか。

「なし」の声あり

議 長 これをもって質疑を終了いたします。

議 長

これより、議案第3号を採決いたします。
本件は原案のとおり、決することにご異議ありませんか。

「ありません」の声あり

議 長

ご異議なしと認めます。
よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第8 議案第4号「下限面積（別段の面積）の設定について」の件を議題といたします。
事務局より、議案第4号の説明をいたします。 「事務局」

事務局 議案第4号について、ご説明いたします。農地法第3条第2項第5号に定める下限面積について、農地法施行規則第20条第1項により設定することの審議を求めます。 平成24年6月8日提出 上富良野町農業委員会会長 中瀬実。

平成21年12月の改正農地法の施行により、農業委員会が農地法施行規則で定める基準に従い、町の区域内の全部又は一部について、これらの面積の範囲で別段の面積を定め、これを公示したときは、その面積を下限面積として設定できることになりました。

平成21年1月23日農林水産省経営局長通知「農業委員会の適正な事務実施について」、毎年、下限面積の設定又は修正の必要性を農地法第30条の規定に基づく利用状況調査の結果等に基づき検討し、結果を公表することになっております。このことから、下限面積の設定について、農地法施行規則第20条第1項の適用は、設定地域は全町を一地域として、全農家戸数の9割を超える農家が2ha以上の耕作をしているため、下限面積の変更は行わないことを提案いたします。

以下、内容を朗読いたします。 「議案第4号朗読」

議 長 これをもって提案理由の説明を終わります。
これより質疑に入ります。

「なし」の声あり

議 長 これをもって質疑を終了いたします。
これより、議案第4号を採決いたします。
本件は原案のとおり、決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 長 ご異議なしと認めます。
よって、本件は原案のとおり可決されました。

議長 本日の日程は、全て終了いたしました。
第12回上富良野町農業委員会総会を閉会いたします。

事務局長 ご起立ください。 「礼」

以上、報告2件、諮問1件、議案4件の審議を終了し議長が閉会を宣言する。

午後2時20分

上記第12回農業委員会総会の顛末に相違ないことを証するため署名押印する。

平成24年 6月 8日

上富良野町農業委員会 会長 印

上富良野町農業委員 印

上富良野町農業委員 印